

## エージェントコミッション規程

**第1条 (エージェント業務委任規程との関係)**

本規程はエージェント業務委任規程により、エキスパートアライアンス株式会社（以下、「会社」という。）がエージェントに支給するコミッションに関する事項について定める。

**第2条 (コミッション)**

エージェント本人および傘下エージェントが募集し成立した契約等（以下「コミッション対象契約」という。）にかかる傘下会員の会費等の払込みに応じて、会社はコミッションをエージェントに支給する。

**第3条 (コミッション額)**

前条に定めるコミッション対象契約のコミッションの額および種類ならびにコミッション支給対象傘下会員範囲は、料表（第4条に定める料表とする。以下、同じ。）によるものとする。

2. 料表に定めのないものは、コミッションを支給しない。
3. コミッション対象契約ごとに算出したコミッション額に1円未満が発生した場合には、切り捨てるものとする。

**第4条 (料表)**

エージェントに対しては料表Aを適用する（ただし、スーパーエージェント（以下、「SA」という。）は料表Bを適用する。）。

**第5条 (E X Aモールのコミッション支給条件)**

第2条に定めるコミッション対象契約のうち、E X Aモール商品にかかるコミッションは、次の各号のすべてを満たした場合に、コミッション料表図1のとおり支給する。

- ① エージェント本人がE X Aモール商品を傘下会員よりも先に購入するか、または同月内に購入していること（以下、本条では「コミッション受領権」という。）。
  - ② エージェント本人がコミッション計算対象月にE X Aモール商品を3,000円以上購入していること。ただし、このE X Aモール商品の購入代金には、E X Aモール電子商品券またはその他のポイントの利用によるE X Aモール商品の購入代金、送料等のE X Aモール商品以外の支払代金、セールスツールの購入代金、および第5条の2乃至第5条の4で会社が定めた商品の購入代金は含まれない（以下、本条では「コミッション支給条件」という。）。
2. コミッション支給条件を満たさない場合、支給先がコンプレッションする（コンプレッションとは、コミッション受領権はあるものの、コミッション支給条件を満たさなかったため、コミッション受領権とコミッション支給条件のいずれも満たしたアップエージェントにコミッションの支給先が移行されることをいう。以下、同じ。）。
  3. 前項に関わらず、次のいずれかに該当する場合、支給先がロールアップする（ロールアップとは、コミッション受領権がなくなり、コミッション受領権を満たしたアップエージェントに当該受領権が移行されることをいう。以下、同じ。）。
    - ① エージェント本人が連続して3ヶ月間コミッション支給条件に達しない場合
    - ② エージェント本人のエージェント登録が消滅した場合
  4. 各E X Aモール商品に併記されているポイントに、各プランで指定された所定の倍率を乗じ、「1ポイント=1円」と換算して支給する。なお、各E X Aモール商品には、コミッション計算時点でWebのE X Aモールショッピングサイトに掲載されている最新ポイントを適用する。

**第5条の2 (Beauty商品のコミッション支給条件)**

第2条に定めるコミッション対象契約のうち、Beauty商品にかかるコミッションは次の各号のすべてを満たした場合に、コミッション料表図2-1および、コミッション料表図2-2のとおり支給する。なお、Beauty商品とは、エージェント業務委任規程第2条により定めた商品をいう。

- ① エージェント本人のBeauty商品（ナノディーバ単品を除く。）定期購入契約（以下、「物販購入」という。）が、傘下会員よりも先に成立していること（以下、本条では「コミッション受領権」という。）。
- ② エージェント本人がBeauty商品（ナノディーバ単品を除く。）を、コミッション計算対象月に定期購入していること（以下、本条では「コミッション支給条件」という。）。

2. 前項に関わらず、コミッション支給条件を満たさない場合、支給先がコンプレッションする。
3. 前項に関わらず、次のいずれかに該当する場合、支給先がロールアップする。
  - ① エージェント本人の物販購入が連続して3ヶ月間コミッション支給条件に達しない場合
  - ② エージェント本人のエージェント登録が消滅した場合
4. エージェント本人の物販購入に対するコミッション支給対象者は、コミッション支給条件を満たしたアップエージェントとする。なお、エージェント本人が同月内に2個以上購入した場合でも同じ取り扱いとする。

#### 第5条の3 (エキスパートリビングアシストおよびエキスパートリビングアシストプレミアのコミッション支給条件)

第2条に定めるコミッション対象契約のうち、エキスパートリビングアシスト（以下、「E L A」という。）およびエキスパートリビングアシストプレミア（以下「E L Aプレミア」という。）にかかるコミッションは、次の各号のすべてを満たしたときに、E L Aはコミッション料表図3-1のとおり、E L Aプレミアはコミッション料表図3-2のとおり支給する。なお、E L A契約とE L Aプレミア契約は同一ラインであるが、コミッション支給額および支給範囲が異なる。

- ① エージェント本人のE L AまたはE L Aプレミア契約が、傘下のE L AまたはE L Aプレミア契約よりも先に成立していること(以下、本条では「コミッション受領権」という。)。なお、E L A契約からE L Aプレミアへ契約内容を変更する場合は、E L Aの契約成立日を引き継ぐ。
  - ② エージェント本人のE L AまたはE L Aプレミア契約にかかる会費が払い込まれていること(以下、本条では「コミッション支給条件」という。)
  - ③ 傘下契約がE L Aプレミア契約でも、エージェント本人契約がE L A契約の場合、受領できるコミッションはコミッション料表図3-1のとおり、E L Aの料表に準じる。
  - ④ 傘下契約がE L A契約の場合、本人がE L Aプレミア契約であっても、発生する金額はコミッション料表図3-1のとおり、E L Aの料表に準じる。
2. 前項に関わらず、次のいずれかに該当する場合、支給先がロールアップする。
    - ① エージェント本人のE L AまたはE L Aプレミア契約が消滅した場合
    - ② エージェント本人の登録が消滅した場合
  3. エージェント本人のE L AまたはE L Aプレミア契約とは、エージェント本人の他、会社が定めた者のE L AまたはE L Aプレミア契約をいう。また、エージェントが法人の場合、当該法人の代表者のE L AまたはE L Aプレミア契約をエージェント本人の契約とみなして取り扱う。

#### 第5条の4 (モバイル f o rプレミアのコミッション支給条件)

第2条に定めるコミッション対象契約のうち、モバイル f o rプレミア契約（以下、「モバイル契約」という。）にかかるコミッションは、次の各号のすべてを満たしたときにコミッション料表図4のとおり支給する。

- ① エージェント本人のE L Aプレミア契約が、傘下のE L Aプレミア契約よりも先に成立していること。(以下、本条では「コミッション受領権」という)。なお、E L AからE L Aプレミアへ契約内容を変更する場合は、E L Aの契約成立日を引き継ぐ。
  - ② エージェント本人のE L Aプレミアにかかる会費が払い込まれていること(以下、本条では「コミッション支給条件」という。)
2. 前項に関わらず、次のいずれかに該当する場合、支給先がロールアップする。
    - ① エージェント本人のE L Aプレミア契約が消滅した場合
    - ② エージェント本人の登録が消滅した場合
  3. エージェントと同一名義のモバイル契約の1レベルコミッション支給対象者は直アップとする。また、エージェントが法人の場合、当該法人名義および代表者個人名義のモバイル契約を法人エージェントと同一名義のモバイル契約とみなして取り扱う。ただし、個人エージェントと法人エージェントの名義が重複する場合は、個人名義を優先する。
  4. 前項に関わらず、エージェント登録していない三親等以内の家族のモバイル契約は、家族割引を実現させるため、会社の定めた方法での合意により、取扱者を三親等以内の家族に移管することが出来る。

#### 第5条の5 (J A W Sロードサービスのコミッション支給条件)

第2条に定めるコミッション対象契約のうち、J A W Sロードサービス（以下、「J A W S」という。）にかかるコミッションは、次の各号のすべてを満たしたときにコミッション料表図5のとおり支給する。

- ① エージェント本人の JAWS、ELA または ELA プレミアが、傘下の JAWS よりも先に契約成立していること (以下、本条では「コミッション受領権」という。)
  - ② エージェント本人が JAWS (免許・車両会員。以下、同じ。) に契約していて会費が払い込まれていること (以下、本条では「コミッション支給条件」という。)
2. 前項に定める傘下の JAWS 会員から生じるコミッションは、次のいずれかに該当する場合、支給先がロールアップする。
- ① エージェント本人の JAWS 契約が消滅した場合
  - ② エージェント本人の登録が消滅した場合
3. 前項第1号の定めにかかわらず、次の各号のすべてを満たした場合にはエージェント本人の JAWS が消滅しても、ロールアップすることなく傘下 JAWS 会員から生じるコミッションを受領できるものとする。
- ① エージェント本人が ELA または ELA プレミアに契約して、会費が払い込まれている場合
  - ② 消滅したエージェント本人の JAWS の契約日が、エージェント本人の ELA または ELA プレミアの契約日以前である場合
  - ③ 消滅したエージェント本人の JAWS の消滅日が、エージェント本人の ELA または ELA プレミアの契約日以後である場合
4. エージェント本人の JAWS 契約とは、エージェント本人の他、会社が定めた者の JAWS を含む。また、エージェントが法人の場合、当該法人および当該法人の代表者の JAWS 契約をエージェント本人の JAWS 契約とみなして取り扱う。
5. エージェント本人の JAWS の1レベルコミッション支給対象者は、直アップとする。ただし、エージェント登録日以降にエージェント本人が JAWS の車両会員に2件以上契約した場合には、2件目以上の JAWS 車両会員は、そのエージェント本人が直接募集したものとみなし、1レベルコミッションを支給する。

#### 第6条 (特別コミッション・インセンティブ)

会社は料表に定める特別コミッションおよび本規程と別にインセンティブを定め支給する場合がある。

#### 第7条 (契約等の解除、取消、無効、クーリングオフ、返品、早期解約によるコミッションの戻入)

契約等が解除、取消、無効、クーリングオフ、返品となった場合 (会社の判断によりこれらの取り扱いを認めた場合を含む。以下同じ。)、並びに契約日より6ヶ月以内に解約となった場合、当該契約等に対しすでに支給したコミッション相当額を戻入することができるものとし、原則として解除、取消、無効、クーリングオフ、返品、解約の判明した日以降に会社が支給すべきコミッションから差し引くものとする。支払うべきコミッションがない場合には現金で戻し入れることとする。

#### 第8条 (エージェント登録の解除、取消、無効に起因するコミッションのロールアップの停止)

エージェント登録が解除、取消、無効となった場合で、コミッションをロールアップさせることが妥当でないと会社が判断したときは、第5条の定めにかかわらず、コミッションのロールアップは行わないものとする。

#### 第9条 (コミッションの支給日)

コミッションの支給日は次の通りとする。

- ① 毎月会社の定める新契約受付締切日 (以下、「申込締切日」という。) までに傘下会員が申し込み、かつその新契約成立締切日 (以下、「成立締切日」という。) までに成立した JAWS 契約の初回の年会費、EXA モール商品の購入、物販商品の購入に対するコミッションは、申込締切日の属する月の翌月をコミッション支給確定月とする。ただし、成立締切日の翌日以降に成立した場合は、成立した日の属する月の翌月をコミッション支給確定月とする。
- ② 毎月会社の定める申込締切日までに傘下会員が申し込み、かつその成立締切日までに成立した ELA および ELA プレミア契約の初回の会費に対するコミッションは、契約日の属する月の翌月を支給確定月とする。
- ③ 毎月エクスモバイル株式会社の定める申込締切日までに傘下会員が申し込み、かつその成立締切日までに成立したモバイル for プレミア契約の初回利用料に対するコミッションは、契約月の4か月後を支給確定月とする。
- ④ 毎月会社の定める締切日までに傘下会員により払い込まれた JAWS、ELA、ELA プレミアにともなう2回目以降の会費等および、Beauty 商品および EXA モール商品等の定期購入契約にともなう2回目以降の定期購入代金等に対するコミッションは、払込日の属する月の翌月を支給確定月とする。
- ⑤ 毎月エクスモバイル株式会社の定める締切日までに傘下会員により払い込まれたモバイル for プレミアにともなう2回目以降の利用料等に対するコミッションは、払込日の属する月の4か月後を支給確定月とする。

2. コミッションは、エージェントが指定した口座に振り込む。なお、振込手数料108円は、エージェントの負担とする。
3. 当月のコミッション合計額が10,000円未満の場合には、翌月に持ち越し、次の各号のいずれかの条件を満たしたときに支給する。なお、各号の条件を満たさない場合は保留する。
  - ① 前月からの持越額と当月コミッション額の合計が10,000円以上になったとき
  - ② 当月コミッション額が1,000円以上で、過去2ヶ月間のコミッションが持ち越されているとき
4. コミッションをエージェントが指定した口座へ振込み手続きするものの、送金ができなかったときには、次月以降の送金を保留する。保留したコミッションは、当該エージェントがコミッション振込先口座に関する必要な手続きを完了した日以降に一括して支給する。

#### 第10条（コミッション控除により会社への費用等の支払が可能な場合）

エージェントは次の場合に、会社所定の手続きに従って、自己に支給されるコミッションから控除することにより会社へ費用等の支払を行うことができるものとする。

- ① 会員本人の都合（長期不在、転居等）により商品の引渡しができず、会社に返送されてきた商品の再発送等を行う場合（送料、事務手数料等の支払）
- ② コミッション明細書の印刷を希望した場合の発行手数料200円の支払
- ③ その他、会社が認めた場合

#### 第11条（特例処理）

委任業務の遂行、契約等の継続等に不都合があると会社が判断した場合は、本規程にかかわらず、会社は既払いコミッションの戻入、コミッションの支給停止およびコミッションの削減を行うことがある。

#### 第12条（消費税および地方消費税の内税取扱）

この規程に基づくコミッションは、消費税および地方消費税を含めたものとする。

#### 第13条（規程の変更）

会社は、将来に向かって本規程を変更することができる。この場合、会社は、会社が別に定める方法により、事前にエージェントに通知するものとする。

#### 第14条（疑義の解決）

本規程に定められていない事項、または本規程の解釈に疑義が生じた場合は、会社がその都度決定する。

#### <附則>

- 2012年4月1日をもって、エージェントコミッション規程（2011年11月）を改定し、エージェントコミッション規程（2012年4月）として制定する。
- 2012年7月1日をもって、エージェントコミッション規程（2012年4月）を改定し、エージェントコミッション規程（2012年7月）として制定する。
- 2012年12月1日をもって、エージェントコミッション規程（2012年7月）を改定し、エージェントコミッション規程（2012年12月）として制定する。
- 2013年5月1日をもって、エージェントコミッション規程（2012年12月）を改定し、エージェントコミッション規程（2013年5月）として制定する。
- 2013年8月1日をもって、エージェントコミッション規程（2013年5月）を改定し、エージェントコミッション規程（2013年8月）として制定する。
- 2014年9月1日をもって、エージェントコミッション規程（2013年8月）を改定しエージェントコミッション規程（2014年9月）として制定する。
- 2014年11月1日をもって、エージェントコミッション規程（2014年9月）を改定しエージェントコミッション規程（2014年11月）として制定する。
- 2015年4月1日をもって、エージェントコミッション規程（2014年11月）を改定しエージェントコミッション規程（2015年4月）として制定する。
- 2016年12月1日をもって、エージェントコミッション規程（2015年4月）を改定しエージェントコミッション規程（2016年12月）として制定する。
- 2018年10月1日をもって、エージェントコミッション規程（2016年12月）を改定しエージェントコミッション規程（2018年10月）として制定する。